

「熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金」のご案内

熱海市では、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、次世代自動車を購入する方に対して補助を行います。

対象となる自動車

- ①電気自動車（自動車検査証の「燃料の種類」が電気と記載されているもの）
- ②プラグインハイブリッド自動車（自動車検査証の「燃料の種類」がガソリン・電気と記載されているもの）
- ③燃料電池自動車（自動車検査証の「燃料の種類」が圧縮水素と記載されているもの）

申請できる方（以下の4つすべてを満たしている者が申請できます）

- ①令和5年4月1日以降に、自家用として次世代自動車の新車を購入する契約をし、補助金の交付を受けようとする年度中に、購入した自動車を初度登録する方
- ②申請時に熱海市の住民基本台帳に記録されている方
- ③初度登録をする時点において、購入自動車の自動車検査証に申請者が使用者として記載されていること
- ④市税等を滞納していない方

補助金額

電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車各1台につき5万円

提出書類

- ①熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書
- ②自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し
- ③次世代自動車の購入に係る契約が確認できる書面の写し
- ④次世代自動車の購入に係る領収書の写し
- ⑤次世代自動車を保管場所において撮影した写真
- ⑥熱海市次世代自動車導入促進事業費補助金請求書
- ⑦その他

申請手続

| 申請者 | 市 |
|--|-----------------|
| 次世代自動車納車・初度登録 ↓ 補助金交付申請書兼実績報告書等提出 (初度登録する日の属する年度の末日までに提出) | 受理・審査 ↓ |
| 交付決定兼確定通知書受領 補助金受領 | 交付決定兼確定通知・補助金交付 |

補助金の交付を受けた方へ

補助金の交付を受けた方は、次世代自動車を耐用年数の期間(4年)、自ら使用してください。

耐用年数の期間内に処分する場合、経過年数に応じ、補助金の一部、もしくは全額を返還していただくことがあります。

【問い合わせ先】

〒413-8550 熱海市中央町 1-1
熱海市 協働環境課 生活環境室
電話:0557-86-6272